

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン
共和国政府との間の協定の説明書

外

務

省

目 次

一 概説	一
1 協定の成立経緯	一
2 協定締結の意義	一
二 協定の主要な内容	一
三 協定の実施のための国内措置	一
四	一

ペー
ジ

一 概説

1 協定の成立経緯

ウラン確認埋蔵量が世界第二位のカザフスタン共和国と我が国との間で、今後、核物質、原子力関連資機材及び技術の移転が増加することが予想されたことから、平成十八年（二千六年）八月、両政府は、核不拡散、核物質防護体制の整備状況等を勘査しつつ、双方が適切な状況にあるとの理解に至った場合には、原子力協定交渉を開始することで一致した。その後、両政府は、平成十九年（二千七年）六月に第一回交渉を行い、計五回の協議を重ねてきた。この結果、今般、この協定の案文につき最終的な合意に至ったので、平成二十二年（二千十年）三月二日に東京において、日本側岡田外務大臣とカザフスタン側カマルディノフ駐日大使との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定の締結により、我が国とカザフスタンとの間で移転される核物質、原子力関連資機材及び技術等の平和的利用が法的に確保されるとともに、我が国の安定的なエネルギー供給の確保に資することになることから、この協定を締結することは極めて有意義である。

二 協定の主要な内容

この協定は、前文、本文十四箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A及びBから成っており、その主要な内容は次のとおりである。

1 この協定上、「者」、「核物質」、「核物質ではない特別な資材」、「設備」、「技術」、「開発」、「生産」、「使用」、「技術に基づく設備」、「回収され又は副産物として生産された核物質」及び「公開の情報」は、それぞれ定義された意義を有する。

（第一条）

2 (1) この協定の下での協力は、専門家の交換、公開の情報の交換、核物質、核物質ではない特別な資材、設備及び技術の供給並びにこの協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領等の方針により行うことができる。（第二条1）
(2) (1)の協力は、ウラン資源の探鉱及び採掘、軽水炉及び高温ガス炉の設計、建設及び運転、軽水炉及び高温ガス炉の安全、放射性

廃棄物の処理及び処分、放射線防護及び環境監視、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用等の分野において行うことができる。（第二条2）

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び核物質ではない特別な資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定の下では移転されない。（第二条3）

3 2の協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、核物質等の供給に係る協力については、それぞれの締約国政府が国際原子力機関の保障措置の適用を受諾していることを必要とするものとする。（第三条）

4 (1) この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限つて行う。（第四条1）

(2) この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。（第四条2）

5 4の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定の適用を受ける核物質は、各締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定等の適用を受ける。（第五条）

6 日本国及びカザフスタン共和国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するよう行動する。（第六条）

7 (1) この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従つて防護の措置をとる。（第七条1）

(2) この協定の適用を受ける核物質の国際輸送について、日本国及びカザフスタン共和国は、核物質の防護に関する条約に適合するよう行動する。（第七条2）

(3) 日本国及びカザフスタン共和国は、それぞれ、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に従つて適切な措置をとる。（第七条3）

8 この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府

の管轄の外（供給締約国政府の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。（第八条）

9 (1) 直接であると第三国を経由してであるとを問わず、両国において移転される核物質等は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質等の移転に先立ち、移転される当該核物質等がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の管轄の下にある認められた者であることとの書面による確認を受領締約国政府から得る。（第九条1）

(2) この協定の適用を受ける核物質等は、この協定の関係する規定に従つて受領締約国政府の管轄の外に移転された場合等には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。（第九条2）

10 原子力の平和的利用の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主义共和国連邦政府との間の協定は、この協定が効力を生ずる時に両締約国政府の間で終了する。（第十条）

11 (1) この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いかれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。（第十一条1）

(2) この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介等によつて解決されない場合には、当該紛争は、いかれか一方の締約国政府の要請により、仲裁裁判所に付託される。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。（第十一条2）

12 (1) 日本国政府又はカザフスタン共和国政府は、それぞれ、カザフスタン共和国又は日本国について、この協定の一一定の規定に対する違反をする場合等には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利を有する。（第十二条1）

(2) 日本国政府又はカザフスタン共和国政府は、それぞれ、カザフスタン共和国又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、(1)に規定する権利と同じ権利を有する。（第十二条2）

(3) いずれか一方の締約国政府がこの協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、この協定を終了させ、又は(1)に規定する返還を要求する行動をとるに先立ち、両締約国政府は、是正措置をとることを目的として協議し、適当な場合には、当該行動の影響及

び原因となつた事情が故意によるものか否かについて慎重に検討する。（第十二条3）

- (4) いざれか一方の締約国政府は、(3)に規定する協議の後適当な期間内に他方の締約国政府が是正措置をとらなかつた場合に限り、第十二条の規定に基づく権利行使するものとする。（第十二条4）

- (5) この協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利をいざれか一方の締約国政府が第十二条の規定に基づいて行使する場合には、当該一方の締約国政府は、それらの公正な市場価額について、他方の締約国政府等に対して補償を行う。（第十二条5）

13 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の書面による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。（第十三条）

14 (1) 各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。（第十四条1）

(2) この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いざれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の六箇月前までにこの協定を終了させる意思を通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。（第十四条2）

(3) 協力の停止又はこの協定の終了後においても、第一条、第四条から第八条まで、第九条2、第十一条及び第十二条の規定は、引き続き効力を有する。（第十四条3）

15 附属書Aは、核物質ではない特別な資材及び設備とされるものを、附属書Bは協定の適用を受ける核物質について実現すべき防護の水準をそれぞれ定めている。

16 この協定に関連し、日カザフスタン政府間における核物質、原子力関連資機材及び技術に関する在庫目録の交換、国内の核物質計量管理制度の確立及び維持等に係る補足的な合意事項を記録した合意された議事録が作成されている。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。